

令和2年第8回教育委員会臨時会議事録

令和2年12月25日

東久留米市教育委員会

令和2年第8回教育委員会臨時会

令和2年12月25日(金)午前10時00分開会

市役所7階 703会議室

- 議題 (1) 議案第45号 令和3年度使用東久留米市立小中学校特別支援学級用教科用
図書の採択について
(2) 諸報告
①令和2年第4回市議会定例会について
②その他
-

出席者(5人)

教 育 長	園 田 喜 雄
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙 一 郎
委 員	細 田 初 雄
委 員	宮 下 英 雄
委 員	馬 場 そ わ か

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	森 山 義 雄
指 導 室 長	椿 田 克 之
教 育 総 務 課 長	栗 岡 直 也
学 務 課 長	白 土 和 巳
生 涯 学 習 課 長	板 倉 正 弥
図 書 館 長	佐 藤 貴 泰
主幹・統括指導主事	今 野 稔 恵

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長	鳥 越 富 貴
-----------	---------

傍聴者 なし

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時00分)

- 園田教育長 これより令和2年第8回教育委員会臨時会を開会します。
本日は全員出席ですので会議は成立しています。
-

◎議事録署名委員の指名

- 園田教育長 本日の議事録の署名は細田委員にお願いします。
 - 細田教育委員 はい。
-

◎傍聴の許可

- 園田教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。
 - 鳥越庶務係長 いらっしゃいません。
-

◎議事録の承認

- 園田教育長 議事録の承認に入ります。12月2日に開催した第12回定例会についてご確認をいただきました。特に訂正の連絡はいただきませんでした。よろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)
- 異議なしと認め、議事録は承認されました。
-

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 園田教育長 議事に入ります。日程第1、「議案第45号 令和3年度使用東久留米市立小中学校特別支援学級用教科用図書の採択について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 森山教育部長 「議案第45号 令和3年度使用東久留米市立小中学校特別支援学級用教科用図書の採択について」、上記の議案を提出する。令和2年12月25日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、平成3年度に東久留米市立小中学校特別支援学級が使用する一般図書について、第5回教育委員会臨時会(令和2年8月14日開催)において採択したが、一部を取り消し、新たに採択する必要があるためです。詳しくは指導室長から説明します。
- 樫田指導室長 東久留米市教科用図書採択要綱第15の2に、特別支援学級で使用する教科用図書の採択についての記載があります。この規定に基づき令和2年8月14日に令和3年度使用東久留米市立小中学校特別支援学級用教科用図書の採択を行い、東京都教育委員会を通じて文部科学省に報告しました。採択された一般図書のうち、南町小学校ひまわり学級用として採択した教科用図書2件、及び西中学校I組用として採択した教科用図書1件について、令和2年12月17日付で東京都教育委員会を通じ、文部科学省から品切れを理由として供給不能であるとの連絡がありました。

については12月25日までに東京都教育委員会に変更した教科用図書を報告するため、直ちに当該校に連絡して資料作成委員会を編成し、市の特別支援学級設置校長会による審議を経て教科用図書の選定作業を進めました。委員の皆様のお手元には、各校から申請のありました調査資料と見本本をご用意しています。また、本日は市立小・中学校の終業式の日であり、特別支援学級使用教科用図書選定調査委員会の委員長は本会への参会及び説明を行うことができませんので、私から調査の説明を行います。よろしいでしょうか。

○園田教育長 お願いします。

○椿田指導室長 資料作成委員会では東久留米市教科用図書採択要綱実施細目に則り、「1. 内容、2. 構成・分量、3. 表記・表現、4. その他」の4観点から調査しています。児童・生徒一人ひとりの障害の程度に応じて最もふさわしい内容であること、教科の目標に沿う内容を持つ図書であることなどの視点から選定しました。

それでは、初めに、8月14日に採択した3冊「スキンシップ絵本 漢字えほん」(ひさかた社)、「絵で見てたのしくおぼえよう! ことわざ・四字熟語じてん」(同成社)、「フレーベル館の図鑑ナチュラ ちきゅうかんきょう」(フレーベル社)について、取り消しとさせていただきますことをご了承いただけるかお伺いします。

○尾関教育委員 異議ありません。

○園田教育長 取り消しについて了承されました。

○椿田指導室長 続いて、選定した3冊について1冊ずつ説明します。

初めに、南町小学校3年生で使用する「ゆっくり学ぶ子のためのこくご2」(同成社)についてです。「1. 内容」について。片仮名で表された単語や片仮名の使われた文が示されています。漢数字や曜日、生活でよく使う漢字等が書き順も含めて示されています。「2. 構成・分量」について。前半は片仮名と簡単な漢字の基礎的な使い方について、後半は片仮名や漢字の書き順や送り仮名のある漢字について練習するよう示してあります。「3. 表記・表現」について。文字は大きく読みやすく、挿絵は大きく分かりやすくなっています。色は親しみやすいものとなっています。紙質はよく、装丁もしっかりしています。各所には指導者向けのポイントが示されています。後半の練習帳の形式は個別指導にも効果的であると考えられます。「4. その他」について。片仮名についての基礎的な事項が全て示されています。漢字は生活に必要とされるものを学ぶようになっています。また、学ぶ数は少ないながらも、文章を用いて用例が示されているため学習しやすくなっています。

次に、南町小学校5年生で使用する「ゆっくり学ぶ子のためのこくご3」(同成社)についてです。「1. 内容」について。説明的な文章や会話を含んだ文章や模範作文等が示されています。漢字の音訓読みや対義語、動詞や形容詞の例が示されています。「2. 構成・分量」について。言語事項に関する教材は「ことばのべんきょう」として説明的な文章や文学的な文章の間に配置されています。「3. 表記・表現」について。文字は大きく読みやすく、挿絵は親しみやすく、見やすいものとなっています。一部は黒赤茶色の三色刷りになっています。紙質はよく、扱いやすい大きさです。装丁はしっかりしています。指導者向けの指導上の配慮事項や指導法がコラムとして示されています。「4. その他」について。身近な素材が使われているため、児童が親しみやすい内容になっています。また、児童が意欲的に学習を進められるように、内容が系統的に配置されています。このことは、単文の読み書きができるようになった児童が次の段階として簡単な文章の読み書きを始める際に効果的であると考えます。

最後に西中学校2、3年生で使用する「ふしぎ・びっくり!? こども図鑑9ちきゅう」(学研)についてです。「1. 内容」について。地球や宇宙、天気の様子や仕組みについて、子どもがよく発する疑問を集め、それに答える形で説明している地球図鑑です。疑問を解決しながら、その他のさまざまな知識が楽しく身につくような工夫があります。天気など身近な現象の扱いがあり、生徒の興味・意欲を引き出しやすいものとなっています。「2. 構成・分量」について。大きく四つのテーマについて子どもがよく発する疑問を集め、それに答える形で構成されています。「天体」「地殻」などの詳細な内容まで分かりやすく扱っています。

紙面は112ページの構成です。「3.表記・表現」について。写真や絵がたくさん掲載されています。また、解説が多いので分かりやすいものとなっています。「4.その他」について。製本は厚紙でコーティングされています。イラストや図鑑が豊富に使われていて、内容が理解しやすくなっています。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

○園田教育長 ご質問はありますか。

○馬場教育委員 もちろん採択について異議はありません。

こちらから文科省の対応について何か言うこともできないし、仕方のないことですが、昨年度もありましたので「ああ、そうですか」と言っているのかなと思っています。できれば昨年度に1回あったきりで、もうない方がいいですね。

採択から4か月も経ってからこういうことになり、まだ間に合うからいいけれど、子どもたちや先生、保護者の方に迷惑がかからないようにしたいと思いました。ですが、このような中であって早急なご対応にとっても感謝しています。子どもの学びにとって良いものを短期間で再度調査研究をしていただき、ありがたいと思います。

四つの観点以外に、時間のない中ではありましたが、子どもの学びのために大切に考えてくださったことは何かありますか。

○椿田指導室長 はい。前回の採択から教科用図書の選定の際にも重視していたように子どもが興味・関心を持った学習ができるようにとの観点から、内容が充実しているもののうち、子どもたちにとって身近な話題やイラスト、また、写真のレイアウトや色使いがされているのを選ぶようにしたと聞いています。

○園田教育長 そのほか、いかがですか。

よろしければ採決に入ります。採決の仕方について確認します。資料は学校ごとに整理されていますので採択は1校ずつ行いたいと考えますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

「議案第45号 令和3年度使用東久留米市立小中学校特別支援学級用教科用図書の採択」についての採決に入ります。

南町小学校の教科用図書一覧にありますものでよろしいでしょうか。

(賛成者挙手)

全員挙手です。

西中学校の教科用図書一覧にありますものでよろしいでしょうか。

(賛成者挙手)

全員挙手です。

以上、各校にわたって各委員のご賛同を得ましたので、議案第45号は可決することに決定しました。

◎諸報告

○園田教育長 続いて日程第2、諸報告に入ります。「①令和2年第4回市議会定例会について」から説明をお願いします。

○森山教育部長 「①令和2年第4回市議会定例会について」説明します。12月2日の教育委員会定例会において初日本会議までの報告をしましたので、本日はその後の審議内容、結果等について報告します。本日は次の資料を用意しました。会議結果の一覧表、一般質問の

答弁概要です。

先ず、教育委員会に関係する内容の議案についてです。初めに「議案第86号 東久留米市立スポーツセンター指定管理者の指定について」です。令和3年4月1日から令和8年3月31日までのスポーツセンターの指定管理者を指定するに当たり議会の議決を経るもので、総務文教委員会に付託、審議され、主たる質疑として、選定事業者が完全子会社化されたことによる運営の影響について、指定管理者による市民アンケートに関して結果の把握と公表、運営協議会での取り扱いについて、スポーツ振興に係る個別計画の策定について、1者応募にならないための取り組みについて、今年度の稼働率や利用者数の推移と収益について、指定管理者の評価方法及びチェック体制について等の質疑が行われ、市民アンケートについては運営協議会や市として把握がなされており、公表についても一定の取り組みがあるということなので、引き続き進めていただきたい。また、今回は1者応募とならないように公募要項等を工夫していただきたい。さらに、生涯学習分野での個別計画については計画行政の立場で取り組みを求めたい。以上の意見を付して本議案には賛成するとの意見があり、採決の結果、全員賛成で可決され、最終本会議においても全員賛成で可決されました。

次に、「議案第87号 東久留米市立図書館指定管理者の指定について」です。これは令和3年4月1日から令和8年3月31日までの市立図書館4館の指定管理者を指定するに当たり議会の議決を経るもので、総務文教委員会に付託、審議され、主たる質疑として、選定委員会会議録の一部非開示の理由について、公募から選定に至る過程の情報公開について、活用方針の見直しについて、1者応募となったことに関し競争性に対する見解、公募の適切な募集期間と周知の取り組み、公募要項の記載内容について、選定に関し事業の提案の内容、危機管理に対する意識、審査における絶対評価の意味、本市の地域特性を踏まえているかについて、選定事業者が生涯学習センターと同じ事業者であることのメリットについて、指定管理者の指導のための管理体制の構築と図書館職員育成方針について、図書館運営におけるICT技術の活用の取組について等の質疑が行われ、討論は省略となり、採決の結果、賛成多数で可決され、最終本会議においても賛成多数で可決されました。

最後に、「議案第94号 令和2年度東久留米市一般会計補正予算(第11号)」です。教育費として小学校運営事務、中学校運営事務に係る通信運搬費を含む補正予算で、予算特別委員会に付託され、審議、採決の結果、全員賛成で可決され、最終本会議においては賛成多数で可決されました。

次に一般質問についてです。教育委員会に関係するご質問は、21人中13人の議員から通告をいただきました。質問は、新学習指導要領について、読書バリアフリー法に基づく市図書館の取り組みと今後の展望について、GIGAスクール構想の実現の年次計画、体育館へのエアコン設置におけるLPGの活用、学校での消毒作業、中央図書館の新たな運営体制について、学校トイレの洋式化について、生涯学習センター大規模改修工事の検討状況について、東久留米市立図書館の指定管理者選定について、学校の卒業アルバムについて、児童・生徒の心のケアについて、特別支援教育について、市立図書館への指定管理者制度導入について、学校の室内等環境整備について、中央図書館の改修工事の進捗と開館に向けての取組について、公立小・中学校の新型コロナウイルス感染症予防対策について、新型コロナウイルス感染症防止対策による影響と対応について、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケートについて、GIGAスクールの進捗について、中央図書館についてなど、多岐にわたるご質問をいただきました。詳しい答弁内容については、後日ホームページに掲載されますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

次に請願です。教育委員会の関係では2件の請願が総務文教委員会に付託され、審議されました。先ず、「2請願第33号 国の責任により少人数学級の前進を求める意見書採択の請願」です。この請願は関係行政庁に意見書の提出を求めるもので、ご意見として、30人以下の少人数学級実現へ向けてのプロセスは緊急にではなく、段階的に地域の実情に配慮しながら進めていくべきである。少子化の時代にあって教職員を計画的に配置すれば、教職員を大量に採用せずに教職員の質を確保しながら少人数学級を実施することが可能であり、少人数学級の実現については賛成のため本請願は趣旨採択すべきとの意見。30人学級であれば感染症対策を適切に実施でき、少人数学級による学力の向上、子どもの人間関係や心理面でも良い影響があるという研究結果も数多いとのことである。教員の勤務時間の増加は教員の健康状態への懸念を招いていることから教員数の大幅増が必要である。以上の意見から、本請願は採択し、関係行政庁に意見書の提出をすべきとの意見。現下のコロナ対策として緊急に少人数学級を実現することは極めて非現実的であり、学校現場に混乱を招く可能性もあり、その場合は子どもたちにしわ寄せがいつてしまう。少人数学級の実施については現場のことを考慮しながら中長期的な視点に立ち、教職員や教室の確保を計画的に進めていくべきである。本請願は趣旨採択とすべきとの意見。教育現場は臨時休業の影響で休みなく学習している状態で教職員は大変ご苦労されており、子どもたちの心も疲弊していると思われる。そのような状況で、国の責任で教職員の増員と教室の確保を行っていくことが教職員や子どもたちのためにも必要であると考え。よって本請願は採択し、関係行政庁に意見書を提出すべきとの意見。学校においては教職員が緊張感をもって対応しているおかげで、感染症のクラスターは発生していない。また、4月には新学期を迎えようとしており、現時点で緊急に30人学級を編制するため教職員を増員し教室を確保することは大変厳しいと考える。少人数学級については今後の国の動向を見守っていきたい。よって本請願には反対するなどの意見が交わされ、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものとされ、議会最終日の本会議では賛成少数で不採択となりました。

続いて「2請願第34号 東久留米市立図書館の指定管理者の選定を無効とする請願」です。これは1団体のみ応募の下で行われ、今後の東久留米市立図書館の運営方針に示された指定管理者制度導入のメリットは生じなかった指定管理者の選定を無効とすること。指定管理者の選定について市民に対して積極的な情報開示を行うことを求めるもので、先ほど報告しました議案第87号と一括で審議され、採決の結果、賛成少数で不採択すべきものとされ、議会最終日の本会議では賛成少数で不採択となりました。

以上、議会の報告です。

○園田教育長 ただ今の説明について何かご意見、ご質問はありますか。

なければ、そのほか事務局から何かありますか。

○白土学務課長 市立小学校に勤務する教職員の新型コロナウイルス感染症への感染について、及び市立中学校における新型コロナウイルス感染症への感染について報告します。

1点目、令和2年12月3日、市立小学校に勤務する教職員1人が新型コロナウイルス感染症に感染したことが確認されました。当該教職員は感染可能期間における勤務がないことから、多摩小平保健所は学校内に濃厚接触者はいないと判断したため、当該校においては臨時休業を実施しませんでした。2点目、令和2年12月22日、市立中学校の生徒1人が新型コロナウイルス感染症に感染したことが確認されました。当該生徒は感染可能期間における登校がないことから、多摩小平保健所は学校内に濃厚接触者はいないと判断したため、当該校においても臨時休業を実施しませんでした。

- 園田教育長 何かご質問はありますか。
- 尾関教育委員 市内の医療機関から連絡等はきちんとあると思いますが、教育委員会事務局として保健所との連絡はきちんとしているという説明をしていただければと思いますが。
- 白土学務課長 保健所とのやりとりですが、基本的には感染者情報のやり取りを伴いますので、市と保健所との取り決めの中で、市側としては健康課長、保健所側としては市町村との調整担当課長を配置し、その課長を通じての情報共有をしているところです。また、いわゆる技術的な部分、例えば、何日前から積極的な疫学調査の対象となるのかであるとかのテクニカルな部分については学務課と保健所の担当が直接連絡をとるなどして、感染者情報のものと技術的な部分は切り分けをしながら適切に連携を進めているところです。
- 園田教育長 そのほか、事務局からよろしいですか。委員から何かありますか。
- 細田教育委員 はい。前回の定例会で市内新川町に不審者が多く出るという話をしました。その後、不審者防止の看板を立てていただき、保護者も安堵されていると思います。ありがとうございました。
-

◎閉会の宣告

- 園田教育長 以上で令和2年第8回教育委員会臨時会を閉会します。

(閉会 午前10時26分)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和3年1月19日

教育長 園田喜雄 (自書)

署名委員 細田初雄 (自書)